

2023年11月24日

各 位

会 社 名 大正製薬ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上原 明  
(コード番号 4581 東証スタンダード)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 田中 慎一  
(電話 03-3985-2020)

会 社 名 大手門株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上原 茂

大手門株式会社による大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581）  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大手門株式会社は、2023年11月24日、大正製薬ホールディングス株式会社の普通株式、新株予約権及び株券等預託証券を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、大手門株式会社（公開買付者）が、大正製薬ホールディングス株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行うものです。

（添付資料）

2023年11月24日付「大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2023年11月24日

各 位

会社名 大手門株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上原 茂

## 大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581） に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大手門株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年11月24日、大正製薬ホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：4581、以下「対象者」といいます。）株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の（ii）で定義します。）の取得等を目的として2023年8月17日に設立された株式会社です。本日現在、対象者の取締役副社長である上原茂氏が公開買付者の代表取締役社長を務めており、公開買付者の発行済株式を全て所有しております。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりませんが、上原茂氏は、対象者株式1,034,200株（所有割合（注1）：1.26%）及び本新株予約権238個（目的となる対象者株式の数：23,800株、所有割合：0.03%）（同氏が所有する対象者株式及び本新株予約権の目的となる対象者株式の合計：1,058,000株、所有割合の合計：1.29%）を所有しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2023年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（85,139,653株）から、対象者が2023年11月10日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（3,163,303株）を控除し、対象者から報告を受けた2023年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,237個の目的となる対象者株式の数（123,700株）を加算した株式数である82,100,050株に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

今般、公開買付者は、対象者株式（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）、本新株予約権及び本米国預託証券（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の（iii）で定義します。）の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを2023年11月24日に決定いたしました。本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、対象者の代表取締役社長であり対象者の第七位（2023年9月30日現在）株主である上原明氏（所有株式数：2,143,500株（所有割合：2.61%）、所有する本新株予約権の個数：274個（目的となる対象者株式の数：27,400株、所有割合：0.03%）、同氏が所有する対象者株式及び本新株予約権の目的となる対象者株式の合計：2,170,900株、所有割合の合計：2.64%）、対象者の取締役副社長及び公開買付者の代表取締役社長である上原茂氏（所有株式数：1,034,200株（所有割合：1.26%）、所有する本新株予約権238個（目的となる対象者株式の数：23,800株、所有割合：0.03%）、同氏が所有する対象者株式及び本新株予約権の目的となる対象者株式の合計：1,058,000株、所有割合の合計：1.29%）及び対象者の

取締役である上原健氏（所有株式数：1,034,200株（所有割合：1.26%）、所有する本新株予約権の個数：174個（目的となる対象者株式の数：17,400株、所有割合：0.02%）、同氏が所有する対象者株式及び本新株予約権の目的となる対象者株式の合計：1,051,600株、所有割合の合計：1.28%）は、本取引成立後も引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。なお、本日現在、本取引後に、上原茂氏は、対象者の代表取締役社長に就任する予定です。

（注2）「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年11月24日付で、(a)上原茂氏（所有株式数：1,034,200株、所有割合：1.26%）、(b)上原治氏（所有株式数：1,034,200株、所有割合：1.26%）及び(c)上原健氏（所有株式数：1,034,200株、所有割合：1.26%）（上原茂氏、上原治氏及び上原健氏を総称して、以下「普通株式等出資株主」といいます。）との間で、応募契約を締結し、①その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,102,600株、所有割合の合計：3.78%。以下「普通株式等出資株主応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること及び②本公開買付けの決済完了後に、普通株式等出資株主が公開買付者に対して、本公開買付けに普通株式等出資株主応募合意株式を応募することにより受領する対価の一部を再出資し、公開買付者の普通株式（注3）及び無議決権株式であるB種優先株式（注4）を取得することを合意しております。

（注3）普通株式等出資株主が取得することを予定している普通株式について、①公開買付者の普通株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である8,620円（但し、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定もないことから、普通株式等出資株主による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること及び②普通株式等出資株主による公開買付者への再出資は、公開買付者への出資を通じて非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、普通株式等出資株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項。以下同じです。）の趣旨に反するものではないと考えております。

（注4）上原昭二氏、上原明氏、上原茂氏、上原治氏及び上原健氏（上原昭二氏及び上原明氏の再出資につきましては、以下で説明します。）が取得することを予定しているB種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式に優先しA種優先株式に劣後する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（B種優先株主が公開買付者に対して金銭等を対価としてB種優先株式を取得することを請求する権利）及び配当請求権は定められない予定ですが、取得条項（公開買付者がB種優先株主に対して、取得条項行使時に第三者算定機関によって算定された時価その他定められた計算方法に基づき一義的に算出される価額を対価としてB種優先株式を取得できる権利）が定められる予定です。なお、公開買付者は、①B種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること及び②B種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価を本公開買付価格と同一の価格である8,620円（但し、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定もなく、上原昭二氏、上原明氏、上原茂氏、上原治氏及び上原健氏による公開買付者のB種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、公開買付価格の均一性規

制の趣旨に反するものではないと考えております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年11月24日付で、(a) 対象者の主要株主であり筆頭株主である公益財団法人上原記念生命科学財団（以下「上原記念生命科学財団」といいます。）（所有株式数：15,000,000株、所有割合：18.27%）及び(b) 対象者の第四位（2023年9月30日現在）株主である公益財団法人上原美術館（以下「上原美術館」といい、上原記念生命科学財団と総称して「本財団」といいます。）（所有株式数：3,900,000株、所有割合：4.75%）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、①本財団がその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：18,900,000株、所有割合の合計：23.02%。以下「本財団応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること及び②本公開買付けの決済完了後に、本財団が公開買付者に対して、本公開買付けに本財団応募合意株式を応募することにより受領する対価の相当額の全額（但し、適用ある税金及び費用がある場合、当該金額を除きます。）を再出資し、公開買付者の無議決権株式であるA種優先株式（注5）を取得することを合意しております。

（注5）本財団が取得することを予定しているA種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、B種優先株式及び普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（A種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価としてA種優先株式を取得することを請求する権利）、取得条項（公開買付者がA種優先株主に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得できる権利）及び配当請求権は定められない予定です。上原記念生命科学財団は、医薬品の開発をはじめとする生命科学に関する諸分野の研究を奨励し、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、上原美術館は、美術品及び美術品に関する資料の収集、保管並びに展示公開を行うとともに、これに関する調査研究を行い、もって教育文化の発展に寄与することを目的として、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。その後の改正を含みます。）に基づく公益認定を受けた公益財団法人であるところ、上原記念生命科学財団が現在と同様に事業を継続することが国民の健康と福祉の向上に、上原美術館が現在と同様に事業を継続することが教育文化の発展にそれぞれ寄与するものであることから、本取引の実施後においても公開買付者への出資を通じて本財団に対象者株式を間接的に保有させる一方で、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を保有しかつ普通株式等出資株主が公開買付者の議決権の全てを保有する資本構成となるよう、本財団との間で再出資について合意しております。なお、公開買付者は、①A種優先株式においてはB種優先株式及び普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、②A種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格である8,620円（但し、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定もないことから、本財団による公開買付者のA種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること並びに③本財団による再出資は、上原記念生命科学財団が国民の健康と福祉の向上及び上原美術館が教育文化の発展に寄与している公益性の高さに鑑みて本取引後も継続して本財団が行っている事業の原資を提供する意義があると公開買付者が考え、対象者から受領していたのと同等の金額の配当を行うこととし、本財団による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、A種優先株式を本財団に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年11月24日付で、(a) 対象者の第二位（2023年9月30日現在）株主である上原昭二氏（所有株式数：7,679,200株、所有割合：9.35%）及び(b) 上原明氏（上原昭二氏及び上原明氏を総称して、以下「B種株式出資株主」といいます。）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、①B種株式出資株主がその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,822,700株（所有割合の合計：

11.96%)。以下「B種株式出資株主応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募すること及び②本公開買付けの決済完了後に、B種株式出資株主が公開買付者に対して、本公開買付けにB種株式出資株主応募合意株式を応募することにより受領する対価の一部を再出資し、公開買付者の無議決権株式であるB種優先株式を取得することを合意しております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年11月24日付で、(a)上原ちゑ氏(所有株式数:150,600株、所有割合:0.18%)、(b)上原正子氏(所有株式数:600,000株、所有割合:0.73%)、(c)大平吉子氏(所有株式数:169,800株、所有割合:0.21%)及び(d)大平明氏(所有株式数:297,700株、所有割合:0.36%) (上原ちゑ氏、上原正子氏、大平吉子氏及び大平明氏を総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主がその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:1,218,100株、所有割合の合計:1.48%)を本公開買付けに応募することを合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

大正製薬ホールディングス株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

(i) 普通株式

(ii) 新株予約権 (以下に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます。)

- ① 2012年6月28日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2012年8月2日から2062年8月1日まで)
- ② 2013年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2013年8月2日から2063年8月1日まで)
- ③ 2014年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年8月2日から2064年8月1日まで)
- ④ 2015年6月26日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで)
- ⑤ 2016年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年8月3日から2066年8月2日まで)
- ⑥ 2017年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2067年8月3日まで)
- ⑦ 2018年6月28日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年8月3日から2068年8月2日まで)
- ⑧ 2019年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年7月31日から2069年7月30日まで)
- ⑨ 2020年6月26日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第9回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月7日から2070年8月6日まで)
- ⑩ 2021年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月7日から2071年8月6日まで)
- ⑪ 2022年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2072年8月4日まで)
- ⑫ 2023年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権 (以下「第12回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月8日から2073年8月7日まで)

(iii) 株券等預託証券

Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon及びJPMorgan Chase Bank, N.A. (これらを総称して、以下

「本預託銀行」といいます。)により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券(以下「本米国預託証券」といいます。)が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式(以下「本米国預託株式」といいます。)

(注) Citibank, N.A.が2017年9月14日付で、The Bank of New York Mellonが2018年5月11日付で、JPMorgan Chase Bank, N.A.が2021年6月22日付でそれぞれ米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書(Form F-6EF)(これらを総称して、以下「本米国預託証券届出書」といいます。)によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受け付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うことにいたします。従いまして、本公開買付けへの応募を希望する本米国預託証券の保有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、ご応募ください。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされております。

### (3) 買付け等の期間

2023年11月27日(月曜日)から2024年1月15日(月曜日)まで(31営業日)

### (4) 買付け等の価格

(i) 普通株式1株につき、金8,620円

(ii) 新株予約権

- ① 第1回新株予約権1個につき、金1円
- ② 第2回新株予約権1個につき、金1円
- ③ 第3回新株予約権1個につき、金1円
- ④ 第4回新株予約権1個につき、金1円
- ⑤ 第5回新株予約権1個につき、金1円
- ⑥ 第6回新株予約権1個につき、金1円
- ⑦ 第7回新株予約権1個につき、金1円
- ⑧ 第8回新株予約権1個につき、金1円
- ⑨ 第9回新株予約権1個につき、金1円
- ⑩ 第10回新株予約権1個につき、金1円
- ⑪ 第11回新株予約権1個につき、金1円
- ⑫ 第12回新株予約権1個につき、金1円

(iii) 株券等預託証券

本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株につき、金8,620円

(注) 本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされているところ、本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていることから、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式1株当たりの買付け等の価格を記載しております。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	82,100,050 (株)	54,650,900 (株)	— (株)
合計	82,100,050 (株)	54,650,900 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2024年1月19日(金曜日)

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(8) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類(その写しを含みます。)を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2023年11月27日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上